

発達障害児に対する就学指導の在り方に関する研究

伊達 隆^{*1}・姉崎 弘^{*2}

特別支援教育の本格実施に向けて関連する法的整備が進められ、これまで試行されてきた各学校、地域での様々な取り組みと相まって教育的効果が期待されている。

しかしながら、学校現場では新たな体制について不安や疑問に対する的確な対応が難しく、十分解消するまでに至っていない。その中で、就学に関する課題も多岐にわたっており、相談体制の整備や適切な就学支援が求められているといえる。

本研究では、発達障害児に対する就学指導の在り方についてA市の事例を基にしながら検討を試みた。A市の就学判定システムにより、小学校から中学校への進学において、就学判定と就学支援体制の課題が明らかになった。

キーワード：特別支援教育、就学支援、就学指導委員会

1 はじめに

学校教育法が改正され、2007年度（平成19年度）の特別支援教育の本格実施により、障害のある児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が進められていくことになる¹⁾。

中央教育審議会の「21世紀の特殊教育の在り方」「今後の特別支援教育の在り方」等の提言を受けて、これまでの特殊教育から新たに特別支援教育への転換が叫ばれてきた²⁾。それを受けて、障害児学級（特別支援学級）在籍児童の支援に加えて、通常学級における約6.3%いるとされる軽度発達障害のある児童生徒への支援体制の構築が各学校、地域における新たな課題として浮上してきた。子ども一人ひとりのニーズを十分反映できる体制へとハード、ソフト両面において確立されていくかどうか今後の焦点となっていくものと考ええる。

三重県においても2006年11月に「三重県における今後の特別支援教育のあり方（最終報告）」がまとめられた。この最終報告は「特別支援教育の推進についての基本的な在り方を明らかにし、これからの取り組みの方向性を示した³⁾」ものであり、これを受けてこれまで先行して取り組まれてきた特別支援教育コーディネーター養成研修や障害児学級等新担当者研修やモデル地区を初めとした各学校、地域での実践もより具体化しながら有効性を明確化していくことになるものと考ええる。

学校における教育支援体制の充実については、各学校において特別支援教育コーディネーターや支援体制の確立によるところが大きく、現在進行形で進められている。このことは、最終報告における「それぞれ可能なところから創造的な取り組みが推進される⁴⁾」ことにも関連し

ており、先進校やモデル地区の取り組みを受けての実践も数多く見られている。

障害児学級の在り方や学級担任の支援については、担当教員加配や支援体制の工夫等、様々な課題を有しているが、具体的な実践やそれらを受けての議論の推移を今後注目していく必要があると考える。

また、児童生徒一人ひとりの支援については、授業の在り方や指導方法の工夫、教材教具の開発等の研究も進められてきている。ここ数年では関連する情報量も格段に増え、様々な試みが取り組まれているといえる。

このように法的、制度的には特別支援教育に関連して体制等が整備されてきている一方で、課題も山積している。各学校では、特別支援教育に向けて必ずしも教員配置や支援体制について十分とはいえない状況にある。また、体制の在り方について障害児学級担当者との認識のずれが見られ、十分浸透し切れていないともいえる。新たな制度の導入に教師の対応が追いついていないことが明確になってきている。

このような拙速であるとも考えられる特別支援教育に関連する制度や体制について、活発な情報の流れの中で、その支援体制の入り口となる就学問題については、どのようにとらえられているのであろうか。

これまで特別支援教育への転換の下で推進されてきてはいるものの、幼稚園、保育園から小学校、小学校から中学校等への就学に関して、障害のある児童生徒にとって、また、その保護者にとって様々な問題に直面しているのが現実である。入園、入学といった節目ごとに通常学級か障害児学級在籍かあるいは小中学校か養護学校かといった選択を迫られる。6年間、3年間等といった長い年月を過ごし、また、社会性を身に付ける場として

*1 松阪市立第一小学校

*2 三重大学教育学部障害児教育講座

どの選択が適切なのかについて悩むことになる。

障害児学級在籍児の就学については、保護者、本人の意向を踏まえた上で、各市町村就学指導委員会による協議・判定が行われている。その判定を保護者に通知し、保護者は判定に従わなければならないという義務はないが、公的専門機関からの通知はある種の拘束力が感じられるのではないだろうか。

「21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）」の提言を受け、国は、学校教育法施行令を改正し、盲・聾・養護学校へ就学すべき基準（就学基準）と就学手続きの見直しを行った。これにより、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的対応を適切に行うことが制度的に可能となった⁵⁾（表1参照）。

表1 就学基準の改正（学校教育法施行令）

一 知的発達遅滞の程度が中度以上のも	
二 知的発達遅滞の程度が軽度のものうち、社会的適応性が特に乏しいもの	(改正前)
↓	
一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの	
二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	(改正後)

知的発達の程度についての記載がなくなり、それによる区分がなくなり、基準が緩くなった感がするが、逆に曖昧な部分を感じられる。このことはいわゆる軽度発達障害のある児童生徒に対応できるともいえる。

2002年には、就学に関わる規定が改正された。学校教育法施行令では「市町村の教育委員会は、就学予定者で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない」とし、その対象として「盲者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の心身の故障の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）を挙げている。また、「盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその心身の故障の状態の変化により認定就学者として小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する盲学校、聾学校又は養護学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない」とし⁶⁾、盲聾養護学校へ就学すべき基準と就学手続きの見直しを行い、「認定就学者」

として、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的対応を適切に行うことが制度的に可能となった。この流れを受けるかのように認定就学者数は年々増加している⁷⁾。

また、学校教育法の改正に対して、特段の配慮事項の一つとして「就学先を指定するに際しては、事前に本人・保護者の意向を十分に聴取し、各学校の状況等を説明して理解が得られるよう努めることなど、相談機能の充実を図ること。また、就学先の指定について、手続きの在り方を含め検討すること⁸⁾」や「就学先の決定に際しては、事前に本人や第一義的責任者である保護者の意向を十分に聴取し、各学校の情報提供など積極的に行い、十分な相互理解の上でより適切な就学先の決定がなされるよう、相談体制や手続きの在り方等を検討し、改善に努めること⁹⁾」が相次いで決議されており、本人・保護者の意向聴取、情報提供、相互理解が適切な就学先決定につながっていくことを示唆している。

これらの改正を受けて「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」では、「障害のある児童生徒の義務教育諸学校への就学相談・指導は、就学時のみならず就学後を含めて一層重要な役割を担うこととなる」とし、このため、その在り方については、

- ①就学指導に際しての児童生徒の教育的ニーズの的確な把握及び反映の一層の充実
- ②就学後における児童生徒の教育的ニーズの的確な把握及び反映の一層の充実
- ③就学指導についての的確な説明及び情報提供の一層の充実

の観点を含め、引き続き検討し、必要な見直しを行うことが適当であると提言されている¹⁰⁾。

今後は市町村教育委員会が幼児児童生徒の教育について、地域の実情を踏まえた独自性のもとに就学にあたっては本人や保護者との教育相談を通して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学を進めることが求められるといえる。

三重県では「地域の医療・保健福祉関係機関との連携のもとに、障害のある乳幼児・児童生徒及び保護者への早期からの一貫した相談支援、療育支援を行う体制を整備し、障害に関する不安の軽減と状態の改善に取り組むことが必要である¹¹⁾」と記されており、適切な就学に向けて、早期からの支援体制の充実が不可欠であることが求められている。

以上の点から、支援体制に深く関わっている都道府県、各市町村の就学指導委員会の役割は体制充実において重大な意味を持っているといえる。就学指導委員会については、「児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握しこれを就学先の決定に反映するための調査・審議を専門的に行う機関である就学指導委員会等の構成、開催方法等」

について検討し、見直しを図ることが適当であることが提言されており¹⁹⁾、今後の在り方について継続的に協議されていくことが必要であると考え。

就学指導に関わるのは、小学校入学時だけではなく、中学校への入学時について再度検討すべき時期となっている。この時期は、心身とも成長し多感な時期へと入り、同時に学校、友人、教師等といった本人を取り巻く環境がずいぶん変わり、環境に適応していく子どももいれば、逆に不適応を起こす子どももいる。障害のある子どもは、その特性を考えると後者のタイプに入るケースが多いのではないだろうか。

したがって、一人ひとりに応じた就学支援を進めていくことがより必要となってくるのではないかと考える。

本研究では、発達障害児の就学指導についてA市の事例を基に、特に小学校から中学校進学に関わる就学指導の在り方について検討することを目的とする。

2 方 法

(1) 期間について 200X年4月から200X年12月

(2) 児童について

・プロフィール

小学6年生 男子 情緒障害児学級在籍

WISC-Ⅲの結果：言語性>動作性 聴覚優位傾向

・国語、算数、社会以外の授業は、交流学級で受ける。

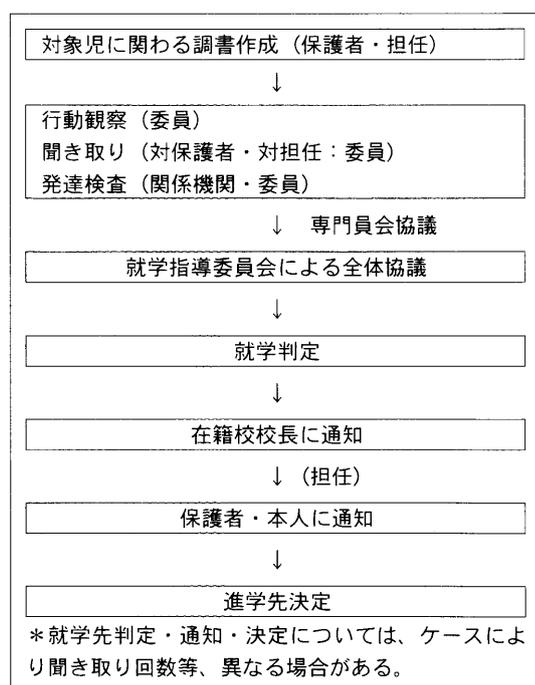
・「個別の指導計画」は作成済。

・「個別の教育支援計画」は未作成。

(3) A市の就学支援システムについて (表2参照)

基本的な流れは、市町村で差異はないものとする。

表2 A市における就学判定の流れ (概略)



●就学指導委員会構成メンバーについて

- ・委員長、副委員長、委員、専門員
- ・校長、障害児学級担当教師、医師、専門家、教育委員会等で構成。関連する分野が多岐にわたっている。

●委員間の情報交換等について

- 全体会議：年間3回実施。
- 専門員会：年間4回実施。
- 専門員による行動観察、発達検査等の実施。

●意見聴取について

- ・聞き取り、調書等により進められている。ケースによっては、聞き取りが複数回実施される。

3 結 果

●就学先決定に向けての支援経過

(4月)

【保護者の意向】

担任との懇談では、「子どもの力を伸ばしてくれる学校が良い」との意向を確認できたが、具体的な進学先については迷っている様子が見られ、B校以外明確な回答はなかった。ただ、学校見学については、「自分だけではなく、子どもと一緒に連れて行きたい」との希望があった。また、進学先の情報については、ほとんどなく、特に養護学校については詳細な情報を持ち合わせておらず、全く白紙の状態であった。

【本児の意向】

担任や保護者が機会を見て直接確認したが、年度当初という時期的に早いこともあり、また、関連する情報もなかったことから、明確な返答はなかった。本人の中には卒業生が行くB校以外の情報はなく、具体的な学校名についてもB校以外わからない状態であった。したがって、学校見学や関連する話題を提供しながら機会を見て何度か確認していくことにした。

このような状況からのスタートであったが、情報不足、とりわけ保護者が実際に学校見学に行ったことがないということもあり、まず、本児とともに考えられる進学先と考えられる学校を見学しに行くこととした。また、それに合わせて各学校に関する情報を収集し、可能な限り保護者に伝えていくこととした。

学校見学に関する諸手続きは担任が行い、保護者との日程の調整を行った。養護学校の場合、入学するにあたり、事前に当該校の「教育相談」を受けることとなり、それを兼ねることとした。

なお、本児の考えられる進学先は表3の通りである。

表3 本児の考えられる進学先

B校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校知的障害児学級、 ・ 自宅近く ・ 小学校同級生も通学 ●情緒障害児学級は新設となる
C校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害養護学校 ・ 地域の拠点となる学校 ・ スクールバスがある ●児童生徒数が多い ●自宅から遠い ●障害重度～軽度と幅広い
D校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害養護学校 ・ 地域外の学校 ・ 児童生徒数はC校と比べると少ない ●スクールバスはない ●自宅から遠い ●選考がある

●は不要要素と考えられる点

(5月)

家庭訪問

保護者との懇談で進学先について話題に上るが、4月から比べて特に進展はなく、自宅から近いB校の参観をまず検討することとなった。

(6月)

保護者、本児、担任がB校を参観。B校が校内自由参観日を設定しており、B校の障害児学級担任と連絡を取り、授業参観と担任、学校長との懇談を設定した。

情緒障害児学級新設の可能性については、要望はするものの、設置されるかどうかかわからないため、不安材料の一つとなった。必然的に学級が設置されない場合の対応を合わせて検討することとなった。

(7月)

保護者、本児、担任がD校を参観。

「教育相談」として申し込む。学校の説明、就学にあつての聞き取り、授業参観等が実施された。

自宅から遠いこと、選考があることが不安材料となる。

選考から漏れた場合の対応を検討することとなった。

(7月～8月)

就学指導委員会の就学判定に向けての資料作成

聞き取り（保護者・担任）

行動観察（授業・休憩時間）

発達検査の実施。

(9月)

保護者、本児、担任がC校を参観。

「教育相談」として申し込む。学校の説明、就学にあつての聞き取り、授業参観等の実施。

地域の拠点となっていることもあり、在籍児童生徒の障害程度が重度から軽度まで様々である点、D校と比べると児童生徒数が多い点が不安材料となる。

3校の参観等を踏まえて、いずれの学校においても決定していく上での不安材料があり、難しさを感じた。

保護者の意向は、B校参観時は雰囲気良さや地元である点から良い印象を受けていた様子であったが、3校見学後での結論は、D校への入学希望であった。

しかしながら、担任はD校は自宅から遠いことと選考があること等の不安材料を挙げたが、保護者にとっては何よりも教育支援体制に対して共感できる点が多かったとのことであった。

ただ、現実的にD校については選考の結果、入学できないことも考えられ、その際はB校かC校への入学となる点も保護者に確認した。また、これに合わせて、就学指導委員会の判定が中学校判定か養護学校判定かとの区別でされるため、B校かC校いずれかに決定しなければならず、これまでの経緯を整理し、話し合いを何度か持った。その結果、保護者の意向としては、養護学校への進学希望となった。

本児については、3校とも見学に行き、授業に参加することも可能であったが、全く初めての環境の中で十分参加することは難しく、遠巻きに見ていたり、遊具等に興味が向いたりといった様子が見られた。

(11月)

就学指導委員会での判定は、中学校障害児学級となった。判定に関わって保護者と個別相談をし、その結果、D校の選考を受けること。B校よりC校が適していることを確認した。

したがって、D校の選考に漏れた場合、C校進学が可能となるよう、判定を中学校判定から養護学校判定になるのかどうかについて何度か話し合いを持った。

(12月)

D校選考結果の通知「合格」

(翌年4月)

D校入学

4 考 察

(1) 就学指導委員会のシステムについて

① 就学指導の判定について

事例においては、就学指導委員会の判定と保護者の入学希望とのずれが明確になった。

保護者の意向は養護学校であったが、本児のそれまでの行動特性から自宅から離れるD校の選択をした。養護学校における一人ひとりの教育的ニーズにあったサービスについての評価が高かったと考えられる。

しかしながら、判定は聞き取りは実施するものの、軽度発達障害とよばれる理由でもある知的レベルの高さが中学校か養護学校かの判定を難しくするものと考えられる。例えば、同様に障害の程度が重度の場合、養護学校判定→小中学校希望のケースがある。(ただし、この場合「認定就学者」としてのルートが考えられる。)

このような判定の困難さは、判定システムが改正はされたものの、これまで知的レベルに応じて小中学校か養護学校かに分けていた点が大きく影響しているものと考えられる。法的な部分に関わる点は、法律等の改正を考えると、必然的に時間がかかることになるが、それ以外の点については、独自のシステムで対応できるのではないかと考える。

判定結果については、就学指導の一つの要素ではあるが、従う義務までは要していない。しかしながら公的機関である以上、ある意味、相応の重さを持っているといえ、保護者にとって心理的負担は大きいものと考えられる。

判定は行動観察、聞き取り、数値、調書等によるものであるが、客観的な判断を考えると実施の在り方が問題となってくる。特に行動観察・聞き取りは聞き取る者がどのような視点を持っているか、対象児をイメージできるかが重要である。

就学基準が改正され、数値により左右される点が解消されたが、資料の一つとして検討する必要はあるものの、数値が持つイメージを払拭することが必要である。

②就学指導委員会の研修について

A市の場合、就学指導に関わる研修について、委員会における研修も設定されているが、現実的には各委員に任されている部分が多い。このことは日々の教育実践において身に付く内容もあれば、自ら内容について選択して受ける必要があるものも考えられる。

特に発達検査に関しては、実施に関する技能的な面もあるが、結果に関して分析できる力は、行動観察と合わせて大変重要な力でもある。このことは子どもの全体像を客観的に把握できるものとして、従前の知的レベルで分けていたころより意味合いは大きいものと考えられる。この点は、学校におけるイメージ(この子はこの環境ではたぶんこうなるであろう)を持てるかどうかが大きな判断材料となりうる。ケース会議で出てくる検査結果に関しての分析能力は重要であることはいままでもない。

全ての委員に対して共通理解できる情報をいかに的確に提供できるかが子どもの全体像を明確にし、適正な判定につながっていくものと考えられる。

(2) 担任の対応について

保護者の様子からは、B校参観時は学校の雰囲気も良く、かなり気持ちが傾いているような印象を受けたが、

学級新設となる点が気になっていたといえる。県の財政事情が大きく影響する点ではあるが、新設されるかどうか、既設であるかどうかといった点はかなり大きな判断材料となってくる。既設であった場合、その見学を通して気持ちが傾くことも十分考えられたからである。

事例においては、担任が同時に他校への参観を勧めたこともあり、そこを見学してから判断していきたいとの気持ちもあったようである。見学に関わってスケジュール調整もあり、難しい点でもあるが、保護者にとって情報を整理する余裕がある程度確保されるべきであったと考える。拙速であった点も否めず、今後の課題であると考える。

情報不足については、それを補うために可能な限り担任から伝えるようにしたが、そこからイメージできるかどうかは保護者のキャパシティによる部分が多い。全く白紙の状態から、ある程度の青写真を描くことはかなり困難なことであり、それを導くための情報を提供し切れていたとは思えない。連絡帳や家庭訪問等を通して綿密な打ち合わせや学校案内、スケジュール表の確認等も含めて検討していく必要があったと考える。

学校見学については、見学に行くことだけに終始するのではなく、就学を考えたときの対応をも検討していく必要があった。したがって、情報の整理も必要となり、どこが本児に適している、どこが難しい点なのかを示し、保護者からの質問に対してもわかりやすくなるように心がけた。加えて不安に思っている点についても安心に買われるような配慮を心がけた。ただ、これらの点について保護者が咀嚼し理解していくための時間が十分確保される必要がある。

最終決定については、保護者・本児に委ねたが、事例の場合、最後まで判定とのずれに迷うこととなった。D校への入学が決まったことで、一応解決となったが、選考に漏れた場合、B校かC校かといった選択が迫っていたわけである。保護者・本児の意向だけでは決定できないシステムが大きく影響しているといえる。

いわゆる特別支援教育コーディネーターとしての役割として、「保護者に対する学校の相談窓口となり、保護者を支援」し、「(1) 保護者の気持ちの受け止め、(2) 保護者とともに考える対応策、(3) 保護者への支援体制」についてが挙げられている¹³⁾。

担任の対応はこれにあたるものと考えられるが、本事例の場合、対応の成否を握っていることは、コーディネーターであることよりも、担任であることの意味の方が大きいものと考えられる。日常的な対応を踏まえてのことが基盤にあり、その上での保護者との信頼関係の構築につながっているのではないかと考えるからである。

また、個別の指導計画については作成し、保護者との目標等の共通理解も進めていたが、個別の教育支援計画

については、作成していなかった。6年生ということで中学校進学に関連して進学先のイメージを持っていたものの、より将来にわたる設計については、計画するに至っていなかった。したがって、中学校段階といった小学校卒業直後に限定された情報提供に留まり、将来を見据えた具体的な情報提供が十分行えなかったものと考えられる。そのため、保護者にとっては具体的に学校卒業後がイメージしにくい点があったのではないかと推察する。

5 まとめ

特別支援教育の本格実施は、日々の支援体制や教育支援に関しては、充実につながっていくものと考えられ、現時の情報量から考えると、より確立されていくことが期待できる。

しかしながら、各学校の校種間の接続段階における発達障害児の就学に関しては課題が山積しているといえる。特に知的レベルが軽度の児童にとっては、判定と個々のニーズが合致しないケースが多く見られる。本人の適正をより客観的に把握し、可能な限り選択肢を用意できる体制を構築していく必要がある。そのためには、就学指導委員会、担任、保護者が関連する情報を共有できること、また、提供する情報が客観的なものであることが不可欠である。そのために就学指導委員会と保護者とをつなぐ担任の役割は非常に大きく、その力量が問われるのはいうまでもない。この点では、特別支援教育コーディネーターがその道筋を築いていく役割を担っていくことも重要なポイントであるといえる。

6 結 論

就学判定システムを厳密に設定していくことは、自身の可塑性を損なうおそれがあり、対応が困難になるケースが出てくるものと考えられる。

以下の点について検討していくことで、一人ひとりのニーズにあった就学支援体制の構築につながっていくものと考えられる。

(1) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

日常的な対象児の実態把握はもちろんのこと、それを踏まえての個別の教育支援計画を作成し、将来的な見通しを持った支援が可能となる体制を作ることが求められる。また、関連する情報の収集を行い、保護者とは、連絡帳、家庭訪問等の日々の情報交換、相談等と合わせて十分な意向の確認が求められる。

(2) 就学指導委員会に関わる研修の推進

就学支援に関わって専門的な知識や技能を有する事項

は多い。日々の取り組みによって補うことは可能であるがかなり限定されるものとする。対象児童生徒をイメージできる力を的確な研修により深めていく必要がある。

(3) 就学に関する情報の共有化

就学先の決定に際し、関連する情報はニーズに応じていく上で不可欠であるとする。判定システムの透明化、進学先の情報等の共有を図ることにより、客観的な視点で就学について検討していくことが可能となる。

引用・参考文献

- 1) 学校教育法等の一部を改正する法律 2006.6
- 2) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）2003.3
- 3) 三重県における今後の特別支援教育のあり方検討委員会 三重県における今後の特別支援教育のあり方（報告）p2 2006.11
- 4) 前掲3) p2
- 5) 学校教育法施行令 第22条の3 2002.4
- 6) 前掲5) 第5条
- 7) 中央教育審議会「小・中学校における認定就学者数の推移」特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）資料p49 2005.12
- 8) 参議院文教科学委員会 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 2006.4
- 9) 衆議院文部科学委員会 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 2006.6
- 10) 前掲7) pp26-27
- 11) 前掲7) p26
- 12) 前掲3) p20
- 13) 文部科学省 小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）pp26-27 2004.1